

第3回原子力委員会の在り方 見直しのための有識者会議

ヒアリング資料

平成25年8月
文部科学省研究開発局

文部科学省と原子力委員会との関わりについて（研究開発）

- 文部科学省は、「原子力政策のうち科学技術に関するもの」について所掌している。原子力についても他の様々な科学技術と同様に、研究開発段階のものから商業段階のものまでである中で、文部科学省は主に科学技術の観点から原子力に関する研究開発を担当している。
- こうした原子力に関する研究開発を実施していくに当たっては、エネルギー政策の切り口のみならず、核不拡散上の課題等、原子力政策という観点からの俯瞰的な議論が重要となってくるため、これまで、原子力委員会において策定された「原子力政策大綱」等の原子力政策全体の位置づけの中で、原子力に関する研究開発を進めてきた。
- 文部科学省においては、具体的な研究開発を進めるにあたっては、科学技術・学術審議会の下に、原子力科学技術委員会を設置し、原子力に関する科学技術、研究開発の視点から議論している。

【科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会について】

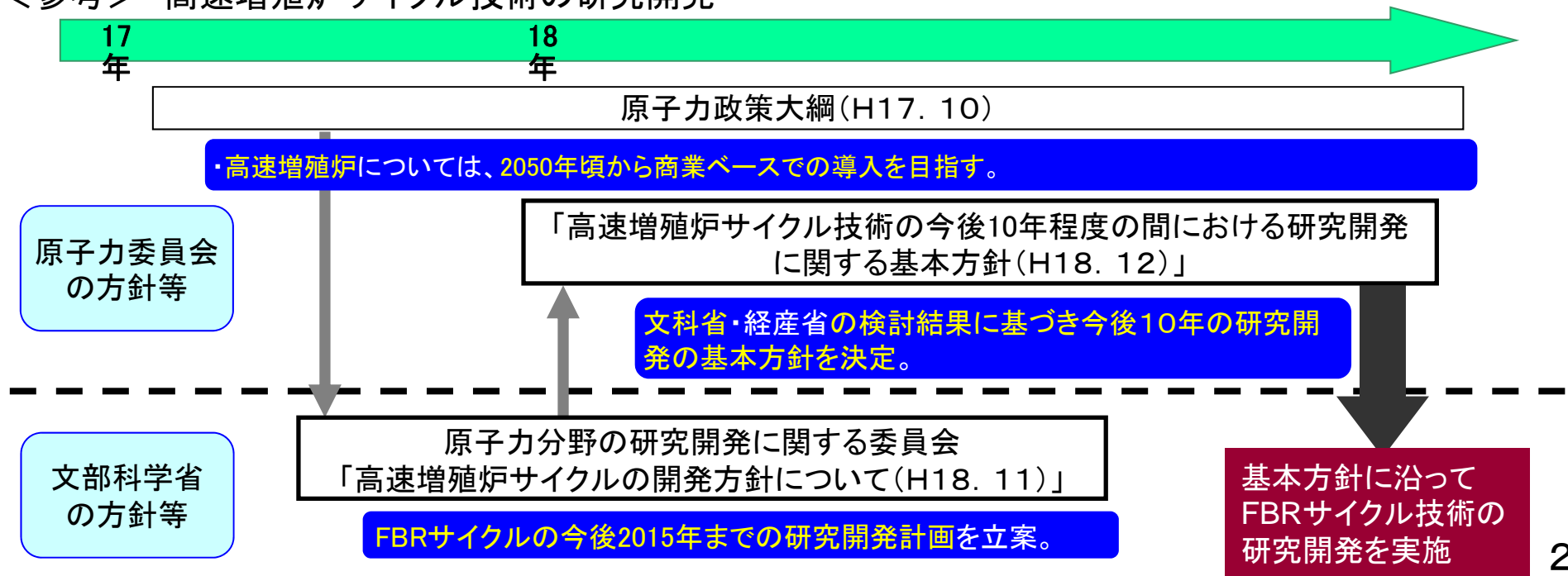
- 科学技術基本計画で示される重要課題に対応するため、原子力政策大綱を踏まえ、文部科学省における原子力に関する研究開発計画の作成、推進及び評価等に関する重要事項について調査検討を行う。
- 作業部会として、現在、研究施設等廃棄物作業部会、核融合研究作業部会、もんじゅ研究計画作業部会、群分離・核変換技術評価作業部会を設置。

【個々の研究開発事業における関わりと課題】

①高速増殖炉サイクル(もんじゅ)

- 高速増殖炉サイクルについては、昭和42年の原子力長期計画に位置付けられて以来、「原子力政策大綱(平成17年)」等において位置付けられ、長期的なエネルギー安定供給等への貢献を期待されてきた。
- 文部科学省においては、原子力委員会の方針等を踏まえ研究計画を立案し、適宜状況を報告しながら研究開発を実施してきた。
- 一方で、現在、東京電力福島第一原子力発電所事故後のエネルギー政策の観点から、経済産業省を中心に議論が進められているところ、高速増殖炉サイクルについては、核不拡散の観点からの論点もあり、エネルギー政策上の位置づけに加えて、原子力政策全体からの議論が必要である。

<参考> 高速増殖炉サイクル技術の研究開発

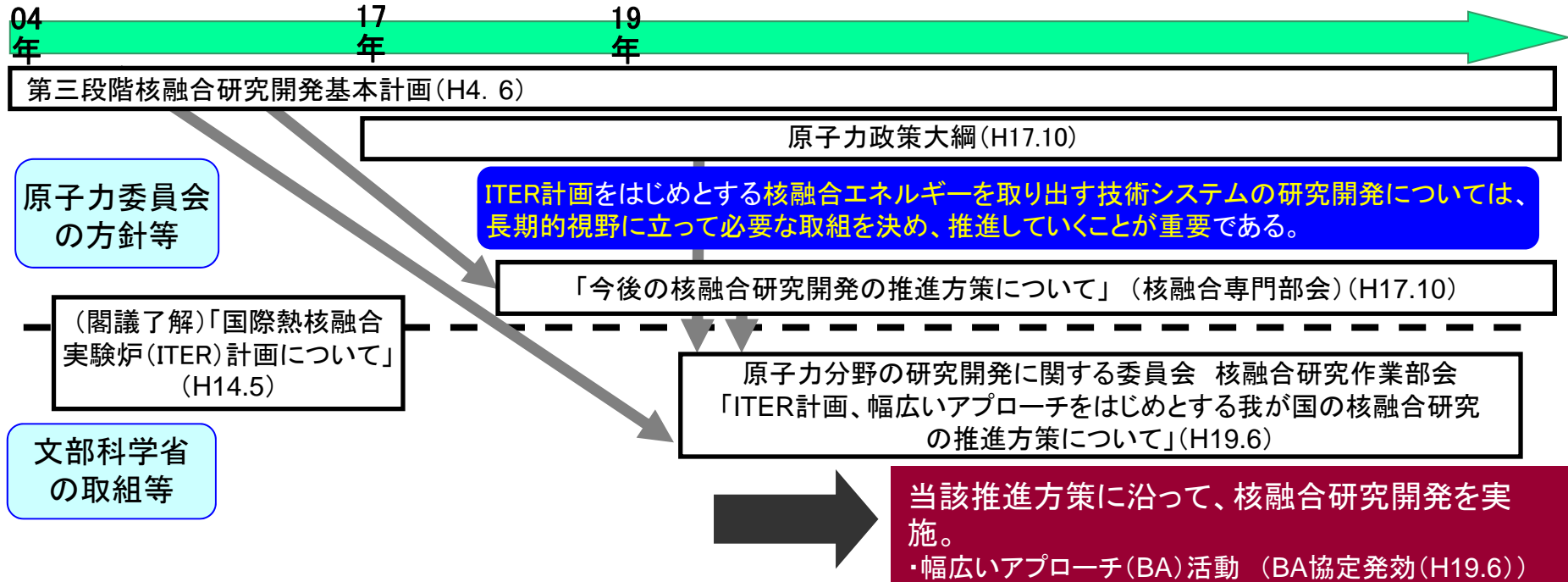


②核融合研究開発

- 核融合研究開発については、原子力委員会においてまとめられた「第三段階核融合研究開発基本計画」(平成4年)及び、「今後の核融合研究開発の推進方策について」(平成17年)等に段階的アプローチに基づく取組の基本的考え方が示されている。
- また、ITER計画の実施にあたっては、原子力委員会で経済、国際政治等の様々な分野の専門家による社会・経済的側面を考慮した広範な検討が行われた。
- 文部科学省においては、ITER計画や幅広いアプローチ(BA)活動の開始を受けて、原子力委員会の方針を踏まえた研究開発の進め方を検討し、それに沿ってITER計画などの研究開発を実施し、また、原子力委員会への報告を行っている。
- 今後、次の原型炉という段階に進む際には、改めて、エネルギー政策に加え、社会・経済的側面も考慮した総合的な議論が必要である。

<参考>

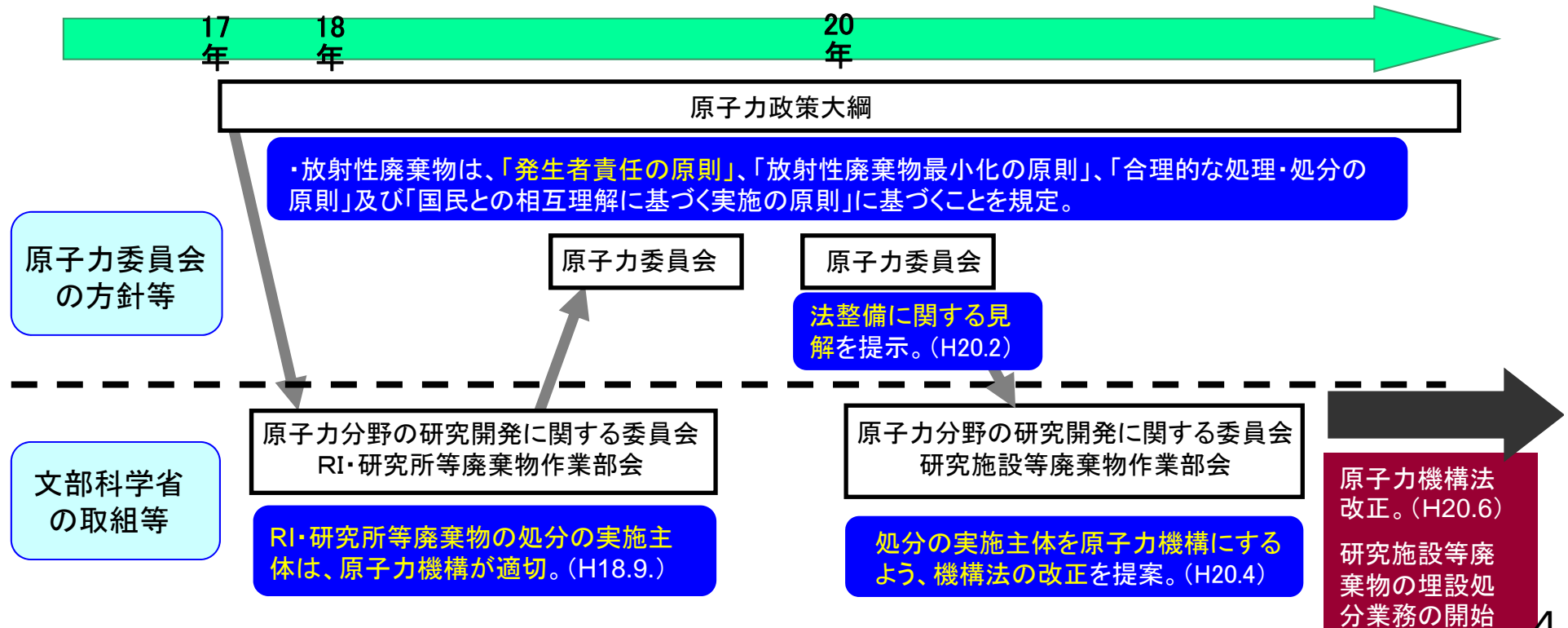
核融合研究開発



③研究施設等廃棄物の処分

- 放射性廃棄物の処理処分については、「発生者責任の原則」に基づき、発生者が費用を負担し処理処分を行うことが原則であるという原子力委員会の方針を踏まえ、文部科学省において計画を策定し、具体的な検討を進めている。
- 一方で、放射性廃棄物の処理処分は、放射性レベルの高低に関わらず新たな立地地点を国内に求めることは、容易に決まるというものではない。
- そのような状況において、どのように放射性廃棄物の処分を進めていくべきか、事業者等の利害関係のない開かれた場で議論されることが必要。

<参考> 研究施設等廃棄物の処分



④分離変換技術

- 分離変換技術については、1988年の「群分離・消滅処理技術研究開発長期計画（オメガ計画）」開始以来、2000年、2009年に原子力委員会においてチェック&レビューが行われてきた。
- 分離変換技術については、将来的な高レベル放射性廃棄物の処理処分技術として期待されているものであり、現在、文部科学省において、科学技術的な観点から、評価検討を進めている。
- 一方で、文部科学省のみでは、科学技術としての分離変換技術の評価にとどまるため、将来、技術開発に一定の進捗が見られた際には、改めて、原子力政策全体を俯瞰した議論が必要である。

文部科学省と原子力委員会との関わりについて（原子力損害賠償）

【原子力損害賠償制度について】

- 「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」という。）は、昭和35年に原子力委員会決定に基づいて国会に提出され、昭和36年に公布された。その後、約10年に1回のペースで改定が行われている。
- 改定にあたっては、原子力委員会において審議した後、原子力委員会決定を経て国会提出されている。
- 原賠法第19条第2項に基づき、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を提出したときは、政府は国会に提出しなければならないこととされている。



- 原子力損害賠償支援機構法附則第6条に基づき、原賠法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずることが求められている。
- 今後の原子力損害賠償制度のあり方については、我が国エネルギー政策における原子力の位置づけ等の検討を含めた原子力政策や、福島の実情等を踏まえた総合的な検討が必要。

<参考>

原子力損害の賠償に関する法律

(国会に対する報告及び意見書の提出)

第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとった措置を国会に報告しなければならない。

2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。

《原子力損害賠償法制定から最新の改正までの経緯》

	平成 21 年改正	平成 11 年改正	平成元年改正	昭和 54 年改正	昭和 46 年改正	制定時
専門部会設置	平成 20 年 6 月 6 日 (※)	平成 10 年 6 月 16 日	昭和 63 年 8 月 2 日	昭和 53 年 9 月 29 日	昭和 44 年 10 月 23 日	昭和 33 年 10 月 22 日
専門部会 報告書提出	平成 20 年 12 月 15 日 (※)	平成 10 年 12 月 11 日	昭和 63 年 12 月 2 日	昭和 53 年 12 月 26 日	昭和 45 年 11 月 30 日	昭和 34 年 12 月 12 日
原子力委員会 決定	平成 21 年 1 月 22 日	平成 10 年 12 月 15 日	昭和 63 年 12 月 6 日	昭和 53 年 12 月 26 日	昭和 46 年 2 月 4 日	昭和 35 年 3 月 26 日
法案審議開始	平成 21 年 3 月 25 日	平成 11 年 3 月 11 日	平成元年 2 月 28 日	昭和 54 年 3 月 13 日	昭和 46 年 2 月 17 日	昭和 35 年 5 月 17 日
法律公布	平成 21 年 4 月 17 日	平成 11 年 5 月 10 日	平成元年 3 月 31 日	昭和 54 年 6 月 29 日	昭和 46 年 5 月 1 日	昭和 36 年 6 月 17 日

※ 平成21年改正に当たっては、原子力委員会の求めにより、文部科学省において有識者会議を設置し検討。原子力委員会に報告書を提出

文部科学省と原子力委員会との関わりについて（核不拡散）

【核不拡散について】

- 国際社会が核兵器の不拡散に関する条約(NPT)等の国際約束の下、核不拡散・核セキュリティの強化を目指している中で、原子力の平和的利用を担保するため、原子力委員会は、プルトニウム利用に関する透明性を確保する観点から、政府としての取組方針を定めその管理状況を確認し公表するとともに、国際社会と協調して原子力の平和的利用、核不拡散・核軍縮の確保のための活動を行っている。
- 核不拡散については多くの省庁が関わっているが、文部科学省では、ワシントン核セキュリティサミットのステートメントに基づいて日本原子力研究開発機構(JAEA)に核不拡散・核セキュリティ総合支援センターを設置(平成22年12月)するなど、人材育成及び核物質の測定・検知に関する技術開発等を行っている。



- 核不拡散については、高い水準の国際規範に則った取組を推進すべきであり、特に、非核兵器国で唯一核燃料サイクル・プルトニウム利用を行う我が国は、核不拡散体制の強化に向けて、国内外に対して説得力のある取組を行うことが求められる。
- また、我が国が原子力の平和的利用を進めていくためには、核不拡散に対する積極的姿勢を国内外に発信し、国際社会における信頼を確保し続けていくことが不可欠である。
- このため原子力事業の推進、安全規制及び基礎・基盤的研究開発、さらには外交戦略等も含め、関係省庁の政策を核不拡散の観点から総合的に調整し、一元的に情報発信を行う機能を有する組織が必要である。

文部科学省と原子力委員会との関わりについて（試験研究の助成）

【原子力試験研究費制度】

- 各省の所管する試験研究機関(旧国研)の実施する原子力利用に関する研究開発を、文部科学省(旧科学技術庁)に一括計上し、必要に応じて予算の移し替えを行い実施する制度(昭和32年～)。
- 運用にあたっては、原子力委員会の下に専門部会を設け、課題評価等を実施していた。
- 平成20年度より、旧国研の独立行政法人化等の流れも受け、大学等にも開かれた競争的資金として制度改革を行い、旧制度は既採択分の課題をもって終了(平成23年度にすべての課題が終了)することとした。

今後のあり方について

原子力の基礎基盤を担う文部科学省としては、今後も原子力に関する研究開発を行うにあたって、「原子力」という分野の特異性に鑑み、以下の機能を有する組織が今後とも必要と考える。

○「原子力の平和利用」の担保を裏付ける中立的で権威を持った組織

- ▶ プルトニウムの平和利用をはじめとして、原子力利用が厳に平和の目的に限ることについて、今後とも信頼性の高い組織が、国内外に対して透明性を持って発信していくことが必要。
- ▶ このためには、各事業の実施主体(省庁)から独立した、原子力平和利用の番人の立場として、中立的でかつ一定の権威を持った組織が必要。
- ▶ また、原子力政策全体を俯瞰した専門的立場から、特に府省をまたがる懸案や国際的な課題、さらに原子力損害賠償のあり方等に対する意見を述べることができる組織が必要。

○原子力政策全体の基本的方針の提示

- ▶ 原子力は、単にエネルギーとしてのみならず、放射線利用を含め様々な分野に応用されており、また、核不拡散等の観点から、外交面からも重要な要素を持っている。
- ▶ 個別に判断できない側面もあり、「原子力」という切り口から全体を俯瞰した基本的な方向性、方針を提示することができる組織が必要。